

	質問	回答
募集要項		
1	指定される電話番号は京都市で契約している番号か。現委託業者で契約されている番号か。	京都市で契約している番号です。
2	業者変更に伴う番号の引継ぎとなった場合、NTTとの契約者名を次期委託業者へ変更(名義変更)することとなるか。契約は現契約者のまま、利用料金を現契約者へ支払う形となるか。	本市の指定した番号に受電した電話を受託者様に転送する形での運用となります。したがって、業者変更に伴う、名義変更を伴う番号の引継ぎは発生しません。
3	上記の質問に関連し、現契約者が貴市である場合、当該電話番号に受電した電話を転送する形での運用との認識でよろしいか。	本市の契約する番号に受電した電話を、受託者様が指定する番号に転送する形での運用となります。
4	上記の質問に関連し、現契約者が委託業者であった場合で、番号の引継ぎが名義変更によるものであった際、名義変更に係る手数料は次期受託事業の負担との認識でよろしいか。	業者変更に伴う、名義変更を伴う番号の引継ぎは発生しません。
5	上記の質問に関連し、現契約者が委託業者であった場合で、番号の引継ぎが名義変更によるものであった際、現委託業者が名義変更に承諾しない場合はどのような対応となるか。	同上
6	現在の電話番号を契約されているNTTの収容局をご提示いただきたい。	NTT西日本に確認したところ、「京都 中」との回答でした。
7	本メールアドレスは、貴市にて作成されたものですか。現委託業者で作成されているものとなるか。	本市が作成したメールアドレスです。
8	業者変更が伴う場合で、現委託業者で作成されているものであった際、切り替えのタイミングは業務期間開始である令和8年4月1日0時点での切り替えとの認識でよろしいか。	本市が作成したメールアドレスですので、切り替える必要はございません。

9	外国語対応については、ポケトーク等の翻訳機を利用する形でもよろしいか。	翻訳機を利用すること自体は問題ありません。 外国語対応は、調査の精度に関連するものですので、翻訳機の利用の有無に関わらず、十分な対応が期待できる提案であれば高い評価となります。
10	本プロポーザルにおけるプレゼンテーションは実施しないとの認識でよろしいか。	プレゼンテーションは実施いたしません。 企画提案書及び見積書を項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定いたします。
11	今回案件に使用する契約書(案)または標準約款を公開いただくことは可能ですか。公開が難しい場合、落札後に約款内容に関して協議は可能か。	契約書(案)または標準約款を公開することはできません。 選定後に協議することは可能ですが、協議後に合意できなかった場合は、再度公募いたします。

仕様書

1	京都市役所からアクセスが容易な立地とは、具体的に公共交通機関等を利用してどれくらいの所要時間が目安となるか。	30分程度を想定しています。
2	「【①民泊通報・相談窓口運営業務】」と記載があるが、これは対面による一般的な窓口業務を指すものではなく、電話や電子メール等での対応を指すとの認識でよろしいか。	対面による対応ではなく、電話や電子メール等での対応と考えていただいて差し支えありません。
3	新たに開業する者の事前協議は京都市にて対応との認識でよろしいか。	申請や届出自体は、本市窓口で行います。 相談内容を聴取したうえで、本市の適切な窓口へ案内いただくことを想定しています。
4	事前協議に係る予約の電話について、貴市への転送による対応、または京都市窓口の電話番号をご案内した上で切電する対応のいずれかで差し支えないか。	本市の適切な窓口の電話番号をご案内いただくことを想定しています。
5	「開業等に係る相談」との記載があるが、「保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター・宿泊施設適正化担当」にて実施されている『事前協議』とは別のものであり、あくまで相談対応を指すとの認識でよろしいか。	「保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター 宿泊施設適正化担当」にて実施されている『事前協議』を含む宿泊施設の開業相談に対して、相談内容を聴取し、本市に共有したうえで、本市の適切な窓口にご案内いただくことを想定しています。
6	早朝・夜間にも業務が発生すると理解しているが、何時から何時までの稼働を想定しているか。	宿泊予約サイトの予約状況等を確認のうえで宿泊者がいると思われるタイミングに宿泊施設を訪問し、本市が作成する調査票に従って、聞き取り調査を行っていただきます。 なお、具体的な稼働時間を開示することについては、本市の具体的な調査手法を公開することと同義であることから差し控えさせていただきます。

7	<p>「事前に調査を行う旨の通知を営業者及び管理者等の営業責任者へ書面の郵送をもって行い」と記載があるが、この際の印刷・発送費は委託費用の中に含まれるとの認識でよろしいか。</p>	<p>印刷・発送費は委託費用に含まれます。</p>
8	<p>書面の郵送件数について、月あたりおおよそ何件を想定されるか。</p>	<p>年度初めにまとめて送付することを想定しています。年間2300～2500件程度で想定しています。</p>
9	<p>オートロック等で施設共同部に立ち入れない場合は、【業務委託仕様書】P.4 ②>4>(5)に記載のとおり、京都市へ引き継ぎを行うとの認識でよろしいか。</p>	<p>本市へ引き継ぎを行うとの認識で差し支えありません。</p>
10	<p>【業務委託仕様書】P.4②>4>(3)のデータベースはCSV形式での提出でよろしいか。</p>	<p>EXCEL形式での提出をお願いいたします。</p>
11	<p>【業務委託仕様書】P.5③>4>(2)のデータベースはCSV形式での提出でよろしいか。</p>	<p>EXCEL形式での提出をお願いいたします。</p>
12	<p>京都市より貸与いただける物品一覧をお示しいただきたい。</p>	<p>宿泊施設の調査又は質問を行うことについて、京都市から委託された調査員であることを証明する、身分証明書を除き、本市から貸与する物品はございません</p>
13	<p>相談窓口・コール対応等において、想定される問い合わせの比率(例:無許可等疑いに係る通報/施設営業に関する苦情・問合せ/開業等に係る相談)について、過去実績または想定があれば可能な範囲でご教示いただきたい。</p>	<p>令和6年度実績において、通報244件、開業相談や本市に対する意見等は226件です。無許可等疑いに係る通報と既存施設の苦情の内訳は公開していないため、お答えいたしかねます。</p>
14	<p>【②宿泊施設に対する管理運営状況調査業務】(2)ア「インターネットへの掲載状況」について、予定期数3,650件のうち 全件を対象とする想定か。全件ではない場合、対象の考え方(抽出条件や優先順位の付け方) や件数の目安は。</p>	<p>全件を想定しています。</p>
15	<p>②宿泊施設に対する管理運営状況調査業務】(2)イ 現地調査(外観確認・写真撮影)について予定期数3,650件のうち 全件を対象とする想定か。全件ではない場合、対象の考え方(抽出条件や優先順位の付け方) や件数の目安は。</p>	<p>全件を想定しています。</p>

16	<p>(2)宿泊施設に対する管理運営状況調査業務】2(2)ウ「管理運営調査」について、予定件数3,650件のうち 全件を対象とする想定か。全件ではない場合、対象の考え方（抽出条件や優先順位の付け方）や件数の目安は。また、未回答者への催促について、標準的な催促回数や手段（郵送／電話／メール等）の想定は。</p>	<p>全件を想定しています。 催促の方法について、指定はありません。効果的な方法をご提案ください。</p>
17	<p>(2)宿泊施設に対する管理運営状況調査業務】2(2)エ「早朝夜間確認調査」および2(2)オ「無許可営業疑い施設調査」について、合わせて年間約150日の調査を実施するとある。 (1) 150日は、調査の出動日数（1件でも実施すれば1日としてカウント）の理解でよいか。 (2) 1出動日あたりの想定調査件数（平均・繁忙期の目安）は。また、昨年度、今年度の早朝夜間の総調査件数は。 (3) 早朝（8～9時頃）と夜間（20～21時頃）の実施割合の目安があればご教示ください。 (4) 早朝夜間確認調査で、調査が空振りの割合の目安がわかれればご教示ください。 (5) 通常、安全配慮の観点から1現場あたりの何名体制（1名／2名等）で調査されているでしょうか。</p>	<p>(1) 1施設調査で1日としてカウントします。 (2) 1出動日あたりの想定調査件数は、基本的に1日1施設の調査と認識頂いてかまいません。総調査件数は、令和6年度は105件で、今年度は集計中のためお答えいたしかねます。 (3) 早朝と夜間の割合は集計していないため、お答えいたしかねます。 (4) 空振りの割合は集計していないため、お答えいたしかねます。 (5) これまでの実施体制については企業のノウハウに関わるためお答えいたしかねます。</p>
18	<p>【③「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務】監視・点検業務の予定件数約3,650件について、1件の単位は「施設（物件）単位」でしょうか、それとも「掲載単位」でしょうか。同一施設が複数サイトに掲載される場合のカウント方法の考え方をご教示ください。</p>	<p>「施設（物件）単位」でカウントします。同一施設が複数サイトに掲載される場合でも、その施設は1件としてカウントします。</p>
19	<p>【③「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務】業務開始時または運用中に、京都市から調査対象リスト（物件名・URL・ID等）の提示はありますでしょうか。</p>	<p>京都市から物件名及び所在地のデータを提供いたします。 URL、IDなどは、受託者に調査していただきます。</p>
20	<p>監視対象となる「民泊仲介サイト、SNS、その他HP等」について、対象とするサイト・SNSの範囲（例：主要仲介サイトの指定の有無、SNSなどの媒体までを想定等）をご教示ください。</p>	<p>京都市から調査対象となるサイトを指定することはありません。 調査対象の選定を含め、より厳格に監視できる方法を各受託候補者の皆様からご提案いただければと思います。</p>
21	<p>募集要項・選定基準等に多言語対応に関する記載がありますが、「多言語対応が可能な体制」とは、調査員自身が当該言語を話せることを必須とするか、翻訳アプリ・翻訳デバイス等の機器活用や電話通訳等の活用を含めた体制でも問題ないでしょうか。</p>	<p>翻訳機を利用すること自体は問題ありません。 外国語対応は、調査の精度に関連するものですので、翻訳機の利用の有無に関わらず、十分な対応が期待できる等、本市から見て魅力的な提案であれば高い評価となります。</p>
22	<p>多言語対応が必要となる主な場面は、①早朝夜間確認調査の現地調査時の宿泊者・管理者等との対面対応、②仲介ウェブサイトやSNS等の監視・点検（掲載内容の確認）のいずれが主でしょうか。 (b)について、機械翻訳を併用した確認でも問題ないでしょうか。</p>	<p>いずれの業務においても多言語対応は必要となり、また、業務ごとに偏りはありません。 円滑に業務が行えるようであれば、機械翻訳を併用した確認でも差し支えありません。</p>
選定基準及び企画提案作成要領		
1	<p>提案書のページ数・文字の大きさ等の指定はあるか。</p>	<p>A4版縦長横書きであれば、提案書のページ数・文字の大きさ等の指定はありません。また、「受託候補者選定基準及び企画提案作成要領」に従って作成してください。</p>

2	見積金額については、提案書内に記載する必要はあるか。別表として提出する認識で差し支えないか。	提案書内に記載いただく必要はありません。 別表として提出いただいて差し支えありません。
3	見積書を別表として提出する場合、見積書に代表者印の押印は必要か。	見積書に担当者の氏名及び連絡先が記載されており、本市が電話等でその真正を確認できた場合は必ずしも押印は必要ではありません。
4	提案書の綴じ方に指定はあるか。(ファイルの綴じる、ホチキス止め等)	提案書の綴じ方に指定はありません。
5	再委託が発生する場合、提案書への再委託先の企業名の記載は提出者と同条件となりますか。	仕様書に記載している通り、原則として再委託を禁止しています。 再委託を想定している場合は、再委託が必要である理由及び再委託先の企業名を明示していただく必要があります。 また選定された場合は、再委託承諾申請書を提出いただく必要があります。
その他		
1	従事者が通勤の際に自転車等を利用する場合、貴市の駐輪場等を使用させていただくことは可能ですか	受託者及びその従事者が本市事業所に通勤することを想定していません。 したがって、本市駐輪場などを使用することはできません。
2	要員教育の際の研修場所については、貴市の会議室等をお借りすること、あるいは執務スペースを利用することは可能か。また、お借りできる期間は?	要員教育の際の研修場所として、本市の会議室等をお貸しすることはできません。
3	現在、京都市では『京都市民泊ポータルサイト』を運営されていると思うが、当該ポータルサイトの運営は貴市にて継続されるものと承知している。本委託業務にはポータルサイト運営業務は含まれない認識でよろしいか。	本委託業務にはポータルサイト運営業務は含まれません。
4	ア～キの提出書類の中で押印が必要な書類はあるか。ある場合、どちらの書類が押印必要か。	京都市競争入札参加有資格者として登録されている場合は、必ず押印が必要である書類はありません。 京都市競争入札参加有資格者として登録されていない場合は、調査同意書に押印いただく必要がございます。
5	「令和8年4月1日を起点として、旅館業法及び住宅宿泊事業法にあっては過去3年間、旅行業法にあっては過去5年間違反したことがないこと。」を証する申立書の指定様式はあるか。任意様式の場合、どういった内容の記載が必要か？	指定様式はありません。 申立年月日、申立者(法人である場合は名称及び代表者氏名)、申立者住所(法人である場合は本店所在地)、申立内容を最低限記載いただく必要があります。